栃木県中学校体育連盟運動部活動普及強化委員会規程

（趣旨）

第１条　この規程は、栃木県中学校体育連盟（以下「中体連」という）規約第６条の規程に基づき、運動部活動普及強化委員会（以下「委員会」という）の運営等に関し、必要事項を定めるものとする。

（事業）

第２条　委員会は、本県中学校体育連盟運動部活動を振興し、併せて関東・全国大会に参加する中学生の育成強化を促進して、競技人口の拡大と競技力の向上を図るために、次の事業を行う。

１　中学生の競技別育成強化に関すること

２　中学生の地区別育成強化に関すること

３　その他中学校運動部活動の振興に関すること

（組織）

第３条　委員会の委員は、各地区・各専門部から推薦された者及び学識経験者から選出された者若干名を以て組織し、会長が委嘱する。

（役員）

第４条　委員会に次の役員をおく。

委員長　　１名

副委員長　　若干名

（委嘱）

第５条　　委員長及び副委員長は、県中体連役員又は第３条の規程により学識経験者から委嘱された委員の中から選出し会長が委嘱する。

（業務）

第６条　１　委員長は、委員会を代表し、業務を総括する。

２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その業務を代行する。

（任期）

第７条　１　委員及び役員の任期は、２か年とし、再任を妨げない。

２　補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第８条　委員会は、委員長が必要に応じて、会長の承認を得て開催する。

（経費）

第９条　委員会の経費は、県補助金及び県中体連負担金を以て充てるものとする。

（報告）

第10条　この規程の変更及び委員会の決定事項は、県中体連理事会へ報告するものとする。

（庶務）

第11条　１　委員会の庶務は、県中体連事務局（以下「事務局」という）において処理する。

２　事務局に、事務局長・事務局次長及び幹事若干名をおく。

３　事務局長・事務局次長及び幹事は、会長が委嘱する。

附　則

この規程は、昭和６１年５月２日から施行する。

この規程は、昭和６２年５月１８日に一部改訂する。

この規程は、平成３０年５月１日に一部改訂する。

中体連普及強化委員会役職名・構成員

役職名	構　成　員　等	備　　考
委員長	①　中体連役員	・委員会を総括する
副委員長	①　中体連役員 ②　学識経験者	・委員長を補佐する
委　員	①　各地区代表（１０名） 但し、地区会長は除く ②　各専門部代表（２３名） 但し、競技委員長は除く ③　学識経験者（若干名）	・運動部活動の普及振興並びに育成強化計画の原案作成 ・重要事項の審議 ・予算案の作成 ・普及強化事業の推進 ・各地区・各専門部並びに関係競技団体との連絡調整 ・年間強化計画の作成 ・有望選手の選考並びに追跡調査 ・各種大会における到達目標の設定並びに強化推進 ・その他育成強化に関する情報収集と活用
各地区・各専門部内 普及強化委員	①　地区内適任者 ②　専門部内適任者	・上記委員の業務の推進並びに原案作成等